

公 告

免税軽油使用者に交付した免税証の亡失届の提出がありました。

ついては、次の軽油引取税免税証は無効とし、広島県税規則第 52 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

免税証 200 リットル券 (4 枚)
 054021138～054021141

令和 8 年 1 月 28 日

広島県西部県税事務所長
(廿 日 市 分 室)